

教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度の認定区分と施設・事業

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います（ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります）。
- 認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。（図表4-1参照）

【図表4-1 認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0~2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

○認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。（図表 4-2 参照）

【図表 4-2 施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

（2）認定区分別の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。
- 平成26年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

1) 1号認定 (3～5歳・幼児期の学校教育のみ)

単位：人

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年 度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,145	1,172	1,170	1,174	1,173	1,170	1,165
②確保の 内容	幼稚 園	(新制度) 0	0	0	0	0	0	0
		(私学助成) 720	1,200	1,128	720	720	720	720
	認定こども園	408	95	148	148	556	556	556
	市外幼稚園							
差異 (②-①)		▲17	123	106	102	103	106	111

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設となり施設型給付を受ける幼稚園と、子ども・子育て支援新制度にはよらずに、従来の私学助成を受ける幼稚園の2つに分かれます。

※市外幼稚園の数値は実績人数です。

【現状と確保の方策】

○量の見込みは、平成31年度まで約1,170人前後で推移します。

○認定こども園の定員増に加え、幼稚園は広域的な利用があるため、ニーズ量を確保できると見込んでいます。

【平成27年度の進捗状況】

・平成27年4月から認定こども園1園が認定を返上し、幼稚園単独施設に移行したことに伴い、保育が必要な子どもを1号認定子どもとして認定することとなったことから1号認定児童が増加したため実績数が増加したものであります。

・平成28年度から幼稚園1園が認定こども園に移行したため、1号認定児童の減少が見込まれます。

2) 2号認定 (3～5歳・保育の必要性あり)

単位：人

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年 度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,179	1,224	1,179	1,183	1,182	1,178	1,172
②確保の 内容	教育・保育施設	1,243	1,255	1,177	1,249	1,249	1,249	1,249
	認可外・その他	0	0	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		64	31	▲2	66	67	71	77

【現状と確保の方策】

○量の見込みは、平成31年度まで約1,180人前後で推移します。

○認可保育園と認定こども園で1,200人以上の定員を確保します。

【平成27年度の進捗状況】

・平成27年4月から認定こども園1園が認定を返上し、幼稚園単独施設に移行したことに伴い、2号認定児童が減少したが、認可保育園1園の建替え、分園の設置、認可保育園2園の増築に伴い、定員が増加したため、実績数は増加したものであります。

・平成28年度から幼稚園1園が認定こども園に移行したため、2号認定児童の増加が見込まれます。

3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		156	165	175	174	173	172	171
②確保の 内容	教育・保育施設	164	156	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	4	2	3	3	3	3	3
	認可外・その他	12	12	12	12	12	12	12
差異（②－①）		24	5	4	5	6	7	8

【現状と確保の方策】

○平成26年度の実績は156人でしたが、平成31年度までのニーズ量は175人前後で推移すると見込まれ、現状より多くなると推計されています。

○平成24年度以降、0歳児に待機児童がいないこと（各年4月）に加え、現状の定員においてもニーズ量を確保している状況にあります。

【平成27年度の進捗状況】

- ・平成27年4月から認可保育園2園の耐震対策に伴う保育スペースの減少による定員の減少のため実績数が減少しているものであります。
- ・平成28年度は家庭的保育者（保育ママ）1名の募集を行い、定員の増加を図ります。

4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		679	749	693	692	687	684	682
②確保の 内容	教育・保育施設	692	703	662	705	705	705	705
	地域型保育事業	4	27	29	10	10	10	10
	認可外・その他	26	26	26	26	26	26	26
差異（②－①）		43	7	20	49	54	57	59

【現状と確保の方策】

○平成26年度の実績は679人でしたが、1歳児において待機児童が若干名いることから、平成27年度には693人のニーズが見込まれます。

○平成27年度以降は徐々に減少すると推計されますが、既存施設の増改築等により引き続き待機児童の解消を目指します。

【平成27年度の進捗状況】

- ・平成27年4月から認可保育園1園の建替え、分園の設置、認可保育園2園の増築に伴い定員が増加したものであります。

- 平成 28 年度から大和富士幼稚園が認定こども園に移行したため、3号認定児童のうち1～2歳児の増加が見込まれます。
- 平成 28 年 1 0 月に玉川上水駅前に小規模保育施設が開園し、これにより定員の増加を図る予定であります。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 平成 26 年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

【図表 4-3 地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

(1) 延長保育事業

【事業の内容】

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	434	435	479	479	477	475	473
② 確保の内容	434	435	479	479	477	475	473
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度の実績は 390 人でしたが、平成 27 年度以降は 475 人前後で推移すると見込まれます。

○市内 13 園（平成 26 年度）での延長保育の実施や、ニーズに応える体制づくりに努めていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・平成 27 年 4 月から認定こども園 1 園が延長保育を開始したものであります。
- ・平成 28 年 10 月に玉川上水駅前に小規模保育施設が開園され、延長保育も実施される予定であるため、利用児童の増加が見込まれます。

(2) 放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）

【事業の内容】

○保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	715	795	690	702	695	696	697
	高学年	—	74	103	100	101	101	103
	合計	—	869	793	802	796	797	800
②確保の 内容	低学年	668	692	600	630	630	680	700
	高学年	—	51	66	77	88	99	110
	合計	668	743	666	707	718	779	810
差異（②－①）		47	▲126	▲127	▲95	▲78	▲18	10

【現状と確保の方策】

- 平成 25 年度の実績は 636 人で、市内 11 か所の学童保育所のうち、2 か所で待機児童が 36 名おります。
- 平成 27 年度からは対象範囲が小学 6 年生まで拡大することから、平成 31 年度までは全体で約 800 人のニーズが見込まれています。
- 平成 27 年度から高学年のクラスを開設する予定で、学校との連携を図りながら、平成 31 年度までには待機児童を解消して、ニーズに応える体制整備に努めます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・平成 27 年度から小学 6 年生までに対象児童を拡大することができた。
- ・平成 28 年 4 月からは育成時間を拡大し午後 7 時まで延長を行っている。

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

○保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	7	6	168	168	167	167	166
②確保の内容	216	216	216	216	216	216	216
差異（②－①）	209	210	48	48	49	49	50

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度の実績は 2 人ですが、平成 27 年度以降は約 170 人程度のニーズが見込まれています。

○本市においては、協力員世帯（3 世帯）による養育を確保していることから、ニーズに応える体制を整えています。なお、将来的には市内の社会的養護施設の活用も検討していきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・本事業は、緊急時対策事業の一環との性格から、量の見込みと確保の内容の差異については需要により変動します。

また、子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）や一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）を併用した支援を優先し、可能な限り子どもの日常生活環境を維持しながら生活の安定を図るとともに、子どもへのダメージを軽減するように努めました。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

○乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	9,819	7,094	4,442	4,427	4,396	4,373	4,353
② 確保の内容	—	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663
③ 箇所数	3	3	3	3	3	3	3
差異 (②-①)	—	▲431	2,221	2,236	2,267	2,290	2,310

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度は 2 か所において事業を行ってきましたが、平成 26 年度以降は実施箇所を 3 か所に増やし、子育て支援の充実に努めていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・量の見込みと確保の内容の差異から見込み以上の需要があり、事業内容に関して一定の評価ができるものと判断します。

(5) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	135	149	122	122	122	122	121
② 確保の内容	135	149	122	122	122	122	121
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度の実績は 94 人で、平成 27 年度以降は約 120 人の量の見込みとなっています。ニーズに対応できるよう、市内の幼稚園と連携し、体制の確保に努めていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・幼稚園及び認定こども園の在園児による時間外保育希望なので、施設の改修、増築などは必要ありませんが、人的確保が必要となります。引き続き、市内私立幼稚園及び認定こども園で対応してまいります。

(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	緊急一時 保育	76	68	104	104	104	103	103
	一時保育	4,239	4,896	10,027	10,022	9,979	9,938	9,894
	合計	4,315	4,964	10,131	10,126	10,083	10,041	9,997
②確保の 内容	緊急一時 保育	—	160	160	160	160	160	160
	一時保育	—	6,225	6,225	6,990	8,265	8,775	10,000
	合計	—	6,385	6,385	7,150	8,425	8,935	10,160
④ 一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4	4
差異 (②-①)		—	1,421	▲3,746	▲2,976	▲1,658	▲1,106	163

【現状と確保の方策】

- 平成 25 年度の実績は、緊急一時保育で 90 人、一時保育で約 3,000 人となっています。平成 27 年度以降は、特に一時保育において、約 3 倍の需要が見込まれています。
- 一時保育は平成 25 年度まで 1 か所で実施していましたが、平成 26 年度以降は 4 か所で実施し、徐々に定員を増加させ、平成 31 年度までにニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・量の見込みと確保の内容の差異から住民のニーズには応えられています。今後も需要を高めるため広報活動等を充実させて、市民に対して事業のご案内に努めていきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

○病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	1,270	1,234	2,117	2,116	2,108	2,100	2,090
② 確保の内容	1,434	1,446	1,470	1,715	1,960	1,960	2,205
差異 (②－①)	164	212	▲647	▲401	▲148	▲140	115

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度の実績は 1,331 人で、利用者は徐々に増加する傾向にあります。

○平成 27 年度以降は 2,100 人前後の量が見込まれていますが、一日当たりの定員の拡大に努め、平成 31 年度までに受入体制を整えていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・平成 27 年度においては、利用実績が確保量を下回っております。
- ・平成 27 年 7 月から、保育園等の園児が保育時間中に発熱等により、保育園等で保育ができなくなったとき、病児・病後児保育室の保育士が保護者に代わり、タクシーでお迎えに行き、当該保育室で病児保育を行うサービスを開始しました。
- ・平成 28 年度においては、保育士の離職の防止等の人材確保対策を行う病児・病後児保育室への支援を行い、利用者の拡大等に努めていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）

【事業の内容】

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 単位：人日／週

		平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	27	23	25	25	25	25	25
	高学年	0	0	0	0	0	0	0
	合計	27	23	25	25	25	25	25
②確保の 内容	低学年	—	25	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25	25
差異（②－①）		—	2	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度の実績は 1 週間当たり 25 人でした。平成 27 年度以降の量の見込みでは、低学年においてのみ希望がありましたが、高学年の希望にも対応できるよう努めていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・量の見込みと確保の内容の差異から判断して、概ね適正に取り組みました。

(9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）

【事業の内容】

○子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
箇所数	—	0	1	1	1	1	1

【現状と確保の方策】

○平成 27 年度から実施される新規事業であり、専任職員を常駐させて情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実させます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・平成 28 年度から市役所の保育課窓口保育コンシェルジュを配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実に努めていきます。

(10) 妊婦健康診査

【事業の内容】

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	8,561	8,430	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
②確保の内容	—	8,430	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
差異 (②-①)	—	0	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○平成 25 年度は対象となる妊婦 689 人へ 14 回分の受診票を交付しましたが、平成 27 年度以降も同様に受診票を交付し、妊婦の健康の保持と増進を図っていきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・平成 27 年度対象妊婦 716 人に対し、14 回分の妊婦健康診査受診票を交付し、延 8,430 件実施した対象妊婦が当初の見込みより多かったため、実績数 8,430 件となった。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

○生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	697	719	701	703	707	708	702
②確保の内容	—	719	701	703	707	708	702
差異 (②-①)	—	0	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○生後 4 か月までの乳児のいる市内全ての家庭を訪問（平成 25 年度は 661 人）し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

【平成 27 年度の進捗状況】

- ・保健師又は助産師が対象家庭（平成 27 年度対象 768 家庭）に訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行った。出生数が見込みを上回ったことに伴い対象家庭数も見込みを上回った。

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	79	21	82	81	82	80	80
② 確保の内容	—	82	82	81	82	80	80
差異 (②-①)	—	61	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

○当市の保健師等が家庭を訪問（平成 25 年度は 69 人）し、乳児の発育や生活環境、疾病予防などの養育相談を行い、これまでと同様に、適切な養育の確保に努めます。

【平成 27 年度の進捗状況】

・本事業は、緊急時対策事業の一環との性格から、量の見込みと確保の内容の差異については需要により変動します。

今後も適切な養育の確保に努めます。

(13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

【趣旨・目的】

○「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。

○東大和市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

【平成 27 年度の進捗状況】

・小学校 3 校の放課後子ども教室と対応する学童クラブとの連携事業を平成 28 年 1 月から月 1 回程度実施した。

※一小放課後子ども教室と学童第一クラブ、七小放課後子ども教室と学童第七クラブ、九小放課後子ども教室と学童第九クラブ

【行動計画】

内 容	行動計画
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ（学童保育所）は、平成 31 年度までに、おおよそ 1/2 を小学校内で実施することを目指します。
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標	平成 31 年度までに市内全放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室及びランドセル来館事業との連携を目指します。
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	平成 31 年度までに市内全放課後子ども教室を平日（学校長期休業中は除く）実施することを目指します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策	（1）共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ（学童保育所）の支援員（指導員）、放課後子ども教室のコーディネーター及びランドセル来館事業担当職員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
	（2）共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	（1）運営委員会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
	（2）事業の実施主体である教育委員会と子ども生活部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
	（3）放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	（1）放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化にします。
	（2）総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	平成 31 年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブ（学童保育所）で実施することを目指します。